

白井市スポーツ推進委員協議会活動事業補助金交付要綱

所管課

生涯学習課

1 補助金の名称

白井市スポーツ推進委員協議会活動事業補助金

2 補助金交付の目的

市民の健康体力保持増進及び地域スポーツレクリエーション活動の向上と充実を図るため。

3 用語の定義

白井市スポーツ推進委員協議会とは、白井市教育委員会から任命された白井市スポーツ推進委員で構成する団体をいう。

4 補助対象

- ①白井市スポーツ推進委員協議会の運営にようする経費であること。
- ②白井市スポーツ推進委員協議会が主催する事業運営に要する経費であること。
- ③国、千葉県、印旛郡市スポーツ推進委員関連事業及び研修に要する経費であること。
- ④その他市長が必要と認めた経費であること。

5 補助対象経費

別紙に定める経費

〔補助対象外経費〕

6 補助額（率）

27万円を限度とする。

7 予算の範囲

当初予算の範囲内

8 施行日

平成13年4月1日

9 補助金の終期

令和10年3月31日

10 改正履歴

別紙

補助対象事業	補助対象経費	補助率
1 白井市スポーツ推進委員協議会運営事業	白井市スポーツ推進委員協議会運営に要する経費 【総務費】 負担金、消耗品費、食糧費、役務費	10/10
2 スポーツ振興事業	①主催事業運営に要する経費 ②国、千葉県、印旛郡市スポーツ推進委員関連事業及び研修に要する経費 【事業費】 報償費、旅費、消耗品費、食糧費、役務費	10/10
3 その他市長が必要と認めた事業	その他市長が必要と認めた経費	